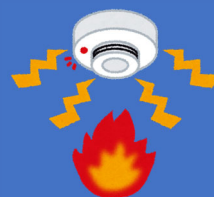


住宅用火災警報器

を設置しましょう！！



住宅用火災警報器 とは？

熱や煙を感知して、火災の発生を警報音や音声等で知らせるものです。住宅内で火災が発生したことを早期に感知して住宅内の人に知らせることで、初期消火や避難などを素早く行えるようにします。



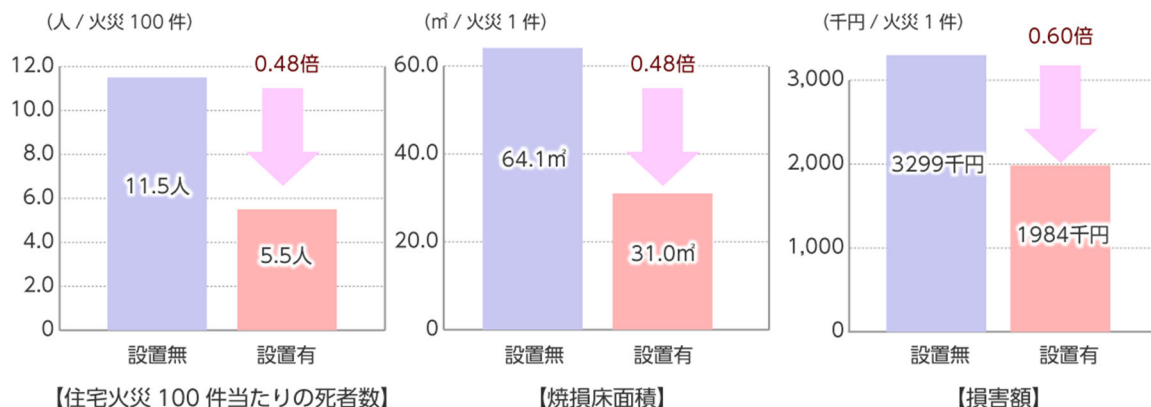
どうして住宅用火災警報器が必要なの？

全国の住宅火災による死者のうち、約7割が「逃げ遅れ」によるもので、発生の多くが就寝時間帯です。住宅用火災警報器を設置していれば、火災が大きくなる前に警報音などで知らせてくれるので、速やかな避難が可能となります。また、住宅火災による死者は、大半が65歳以上の高齢者で、今後、高齢化に伴い、さらなる死者数の増加が懸念されています。住宅火災による死者を減らすことを目的として、設置が義務付けられました。

(栃木県では、平成21年6月からすべての住宅に設置が義務付けられています。)

実際に、全国の住宅火災についての調査で、住宅用火災警報器を設置している場合は、設置していない場合に比べ、死者数が半減しました。

住宅用火災警報器の設置効果(平成30年度から令和2年度までの3年間)



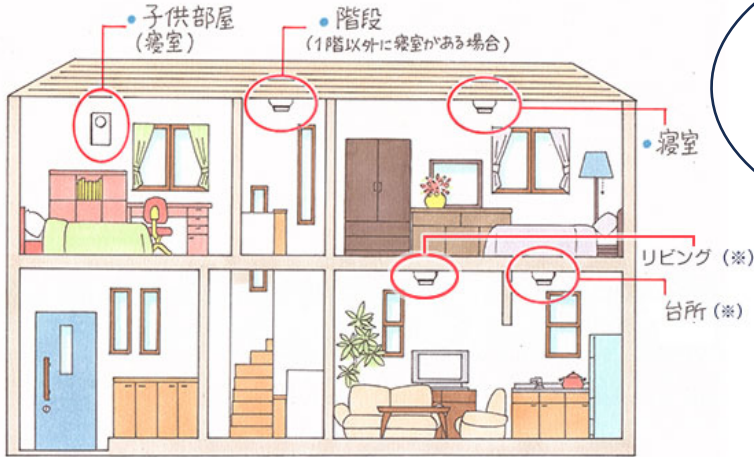
注1) 「死者」とは、火災現場において火災に直接起因して死亡した者であり、火災により負傷した後48時間以内に死亡した者を含む。

注2) 死者の発生した経過が「殺人・自損」(放火自殺、放火自殺者の巻添者、放火殺人の犠牲者)であるものを除く。

(画像:総務省消防庁)

設置場所 は？

- ・寝室
 - ・寝室のある階の階段部分
- 煙感知器の設置義務あり



石橋地区消防組合火災予防条例では、台所への設置義務はありませんが、火気を取り扱う場所ですので、熱感知器の設置を推奨します。



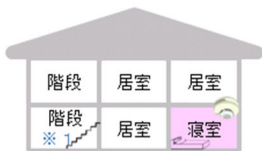
設置例

(画像:政府広報オンライン)

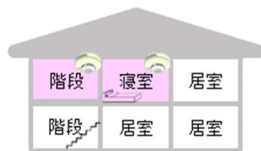
平屋建ての場合



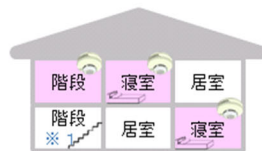
2階建ての場合



● 寝室が1階のみ
寝室(1階)に必要

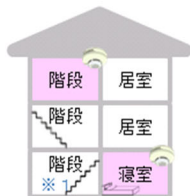


● 寝室が2階のみ
寝室(2階)と寝室がある階(2階)の階段上部に必要

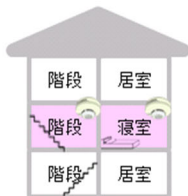


● 寝室が1階、2階
寝室(1階及び2階)と寝室がある階(2階)の階段上部に必要

3階建ての場合



● 寝室が1階のみ
寝室(1階)と3階の階段上部に必要



● 寝室が2階のみ
寝室(2階)と寝室のある階の階段(2階)の階段上部に必要



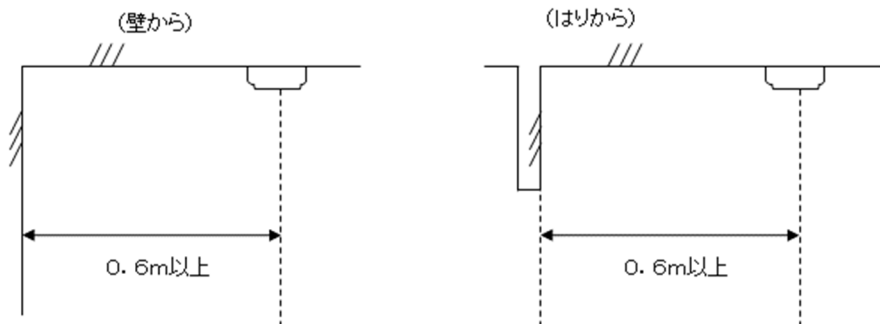
● 寝室が3階のみ
寝室(3階)と寝室のある階の階段(3階)及び1階の階段上部に必要

住宅用火災警報器の設置義務の無い階でも、1つの階に四畳半(7㎡)以上の部屋が5部屋以上ある場合は、廊下への設置も必要です！

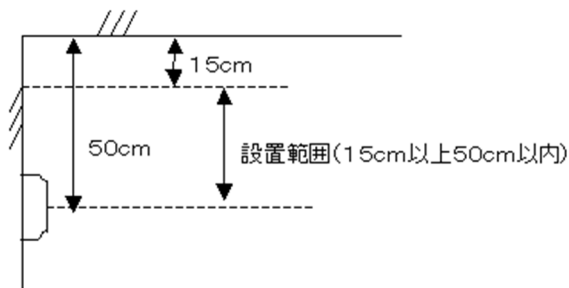
(画像:総務省消防庁)

取付位置 は？

天井に設置する場合：壁又ははりから**0.6m**以上離れた位置に設置する

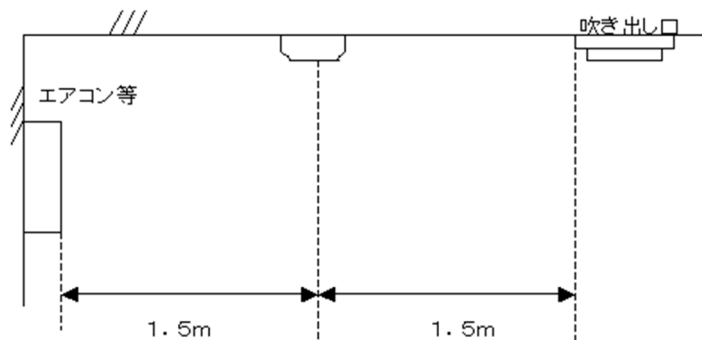


壁に設置する場合：天井から**15cm**以上**50cm**以内の位置に設置する



換気口やエアコン等の空気吹き出し口がある場合

： **1.5m**以上離れた位置に設置する



(画像：総務省消防庁)

※設置場所や位置等は、条例で定められています。

詳しくは、[石橋地区消防組合火災予防条例 \(119-ifd.or.jp\)](http://119-ifd.or.jp)をご確認ください。

住宅用火災警報器には、下記のような付加機能付きの警報器もあります。

連動型の住宅用火災警報器は、火災が発生した部屋以外にいる人も火災の発生を早く知ることが出来るため、その後の通報や初期消火、避難などをより安全に行うことができます。

新規設置や、交換の機会を利用して、ぜひ連動型の住宅用火災警報器の設置を検討してください。

連動型住宅用火災警報器

作動した警報器から他の部屋の警報器へ連動させて警報を行い、火災発生にいち早く気づけます。

部屋数の多い住宅にお勧めです。



CO警報器複合型住宅用火災警報器

火災だけでなく、家庭内で発生する一酸化炭素を検知します。

石油ストーブなどの燃焼機器を使用する方にお勧めです。



屋外警報装置

インターホンなどを通じて火災発生を家の外にも知らせます。通行人等の通報や、初期消火等の協力が期待できます。

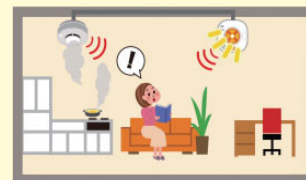
一人暮らしや、お年寄りのみの世帯にお勧めです。



補助警報装置

火災を感知した際に、警報音以外の光や振動などで火災の発生をお知らせする付属機器です。

お年寄りや目・耳の不自由な方にお勧めです。



(画像:総務省消防庁)

購入先 は？

お近くのホームセンターや家電製品販売店などで購入できます。
価格は、メーカーや種類によって異なります。

消防職員が訪問して販売することはありません。
また、特定の業者に販売を委託することはありません
悪質な訪問販売にご注意ください



(画像:政府広報オンライン)

設置後の維持管理 について

住宅用火災警報器を適切な場所に設置しても、万一の時にきちんと作動しないと意味がありません。定期的に作動確認をしましょう。

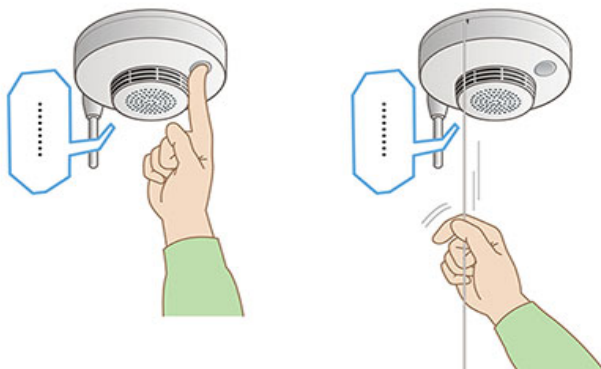
正常な場合は？

正常をお知らせするメッセージまたは火災警報音が鳴ります。



音が鳴らない場合は？

電池がきちんとセットされているか、ご確認ください。



◆それでも鳴らない場合は「電池切れ」か「機器本体の故障」です。取扱説明書をご覧ください。

住宅用火災警報器は電子機器の一種であり、製造後、長い期間が経過すると部品が劣化したりして正常に作動なくなることがあります。

電池切れの際に、設置から10年以上経過している場合は、本体の交換をお奨めしています。



もっと詳しく知りたい方は

- [住宅防火関係 住宅用火災警報器を設置しましょう！ | 消防庁予防課 \(fdma.go.jp\)](http://fdma.go.jp)
- [住宅火災からいのちを守る10のポイント。「逃げ遅れ」を防ぐために。 | 暮らしに役立つ情報 | 政府広報オンライン \(gov-online.go.jp\)](http://gov-online.go.jp) をご覧ください。

このページに関するお問い合わせ先

石橋地区消防組合消防本部 予防課

〒329-0512 栃木県下野市下石橋246番地1

TEL:0285(53)6166 FAX:0285(53)6174